



參考資料

参考資料

1 地域福祉の推進に関連する各制度等の状況

(1) 国の各制度と市の取り組みの状況

地域福祉を推進するための制度と市の取り組み、国の動向について整理しました。

	内容
社会福祉法改正	<p>平成 28 年 4 月一部施行、平成 29 年 4 月全部施行。社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務を位置づけており、社会福祉法人が地域の福祉ニーズを踏まえ、その規模や経営実態に即した公益的な取り組みを展開することが求められています。</p> <p>本市は、これまでも地域の公益的な活動の推進に向けて、社会福祉法人に対する啓発を進めており、今回の改正を受けて、さらなる取り組みが必要となっています。</p>
介護保険法改正	<p>平成 27 年 4 月改正。予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的なサービス提供ができるよう地域支援事業が見直されました。生活支援サービスの提供主体としては、介護保険サービス事業者以外にも、NPO 法人、ボランティアグループ、社会福祉法人、民間企業、協同組合、地域の高齢者などが想定されており、多様な主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される体制の構築が求められています。</p> <p>本市は平成 27 年度に市社会福祉協議会に委託して協議体の設置などに取り組み生活支援コーディネーターを配置し、平成 29 年度からの総合事業の実施に向けて取り組みを進めています。</p>
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	<p>平成 25 年 4 月一部施行。平成 26 年 4 月全部施行。地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者の範囲の見直し(障害者の範囲に難病等を追加)、障害支援区分の創設、障害者に対する支援拡充(重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加等)、サービス基盤の計画的整備等が定められています。</p> <p>本市は平成 27 年 4 月に策定した尼崎市障害者計画・障害福祉計画を基に、取り組みを進めています。</p>
子ども・子育て支援新制度(支援制度)	<p>平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法(「子ども・子育て支援法」「認定子ども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)に基づく制度として、子ども・子育て支援制度が平成 27 年 4 月に施行され、待機児童の解消に取り組むことのほか、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」を充実させていくこととされています。</p> <p>本市では、平成 27 年 3 月に策定した「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」により各種取り組みを進めています。</p>
子どもの貧困対策の推進に関する法律	<p>平成 26 年 1 月施行。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としており、生活支援、就労支援等の重層的な支援が求められています。</p> <p>本市では、平成 28 年 3 月に策定した尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の中で、取り組みを進めています。</p>

	内容
障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	<p>平成 28 年 4 月施行。国・地方公共団体・民間事業者に障害を理由とした差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを求めています。また、障害者差別解消支援地域協議会(任意)において関係機関等が連携し、いわゆる「制度の狭間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、障害者差別の解消に向けた主体的な取り組みが行われるよう、障害者の権利擁護等についてきめ細やかな対応が求められています。</p> <p>本市では、障がい者差別の解消に向けた取り組みの一層の促進を図るため、「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めました。また、障害者差別解消支援地域協議会の設置等に向けて検討を進めています。</p>
生活困窮者自立支援法	<p>平成 27 年 4 月施行。生活困窮者の相談に応じ、個人の状態に合った支援計画を作成し、必要なサービスにつなぐとともに、関係機関とのネットワークづくり及び地域に不足する資源開発に取り組むなど、地域住民や民生児童委員、社会福祉協議会、NPO 法人、ボランティアグループ、社会福祉法人等が連携して課題を解決する仕組みづくりが求められています。</p> <p>本市は直営体制で生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の窓口「しごと・くらしサポートセンター尼崎」を設置し、住居確保給付金の支給、段階的な就労支援に取り組むほか、庁内外関係機関等と連携した課題解決の仕組みづくりに取り組んでいます。</p>
災害対策基本法改正	<p>平成 25 年 6 月施行。高齢者、障がい者等の避難について、特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生児童委員などの地域の支援者との間で情報共有することを義務づけ、市町村と地域の支援者との協働による、高齢者、障がい者等を支援する体制づくりが求められています。</p> <p>本市では、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を整備することを目的に「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」を作成し、要配慮者(災害時要援護者)の避難支援に取り組んでいます。</p>
いじめ防止対策推進法	<p>平成 25 年 9 月施行。いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。</p> <p>本市では、「尼崎市子どもの育ち支援条例」の考え方を踏まえ、市立学校に在籍する児童生徒を対象に当該基本方針を策定し、各種取り組みを進めています。</p>

機関順・制定年月日順に掲載

(参考) 地域共生社会の実現に向けて

平成 28 年 7 月 15 日に、厚生労働大臣を本部長として「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ検討を行うこととしています。

具体的には「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備の推進や、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要があるとしています。

尼崎市においても、こうした国の動向も注視しながら、必要に応じて計画の見直し等を行っていく必要があります。

(地域共生社会とは)

一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を目指すとしています。

(2) 市の進めている取り組み

尼崎市では、次のような取り組みを進めています。地域福祉の推進を図る上でも、こうした市の取り組みと整合性を図りながら進める必要があります。

尼崎市総合戦略（抜粋）

本市は将来の姿から見えてくる課題に予防的観点で取り組んでいますが、そのためには、地域に根ざした活動として取り組み、地域との協働を深化させていく必要があります。また、若い人たちが尼崎に触れ、課題解決の実践を通じて学びや経験、力をつけ、また地域で活かしていく機会を創っていくことが必要です。

少子化・高齢化の進展に伴い、今後、都市部である本市においても地域の課題はより多様化し、複雑化すると考えられます。「課題解決先進都市」を目指す本市では、「地域において市民一人ひとりが学び、成長し、活躍し、まちに活気を生み出していく。そしてその営みを未来に引き継いでいく」という「ひと咲き まち咲き あまがさき」の考えのもと、本市の総合計画を基に「まち・ひと・しごと」の分野に絞ったアクションプランとして尼崎市総合戦略（計画期間：平成27年度～31年度）を策定し、取り組んでいます。

総合戦略政策パッケージ【平成27年度～平成31年度に取り組む6つの政策分野】



公共施設の最適化に向けた取り組みについて（（仮称）保健福祉センターの新設）

本市では6ヶ所ある支所の安全・安心な乳幼児健診などの実施に課題を抱えるとともに、保健・福祉に関する住民ニーズが多様化・複雑化し、支所など地域の窓口だけでは対応できないケースが増えています。また、市役所本庁の福祉事務所については、生活保護受給者の増加に伴い組織規模が大きくなりすぎているといった課題があります。

そのため、平成29年度中に、新たに（仮称）保健福祉センターを市内2カ所に設置し、各支所や市役所で行っている保健・福祉業務を同センターに集約することで、保健・福祉総合相談支援体制の構築、安全・安心な健診等施設環境の整備を図るとともに、高齢者や障がい者等の負担を考え、身近な地域における保健福祉の各種申請受付窓口を維持させるために、その一部の事業を除き、社会福祉協議会へ委託する方向で進めています。

子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について

子どもや子育て家庭に関する様々な悩みや不安に対応するとともに、子どもや子育て家庭の抱える課題や問題に適切に対応できるよう、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行うため、子どもの育ちに係る支援センターの設置に向けて検討を進めています。

あわせて青少年の居場所づくりをはじめとした青少年施策については、青少年がさらに利用し参加しやすいものになるよう、旧聖トマス大学や地域の施設の活用を視野に、青少年センターの機能の見直しもあわせて、全市的な観点から検討を進めています。

2 市民等意識調査における民生児童委員の自由意見

地域の支え合い活動を充実させるための取り組みに関する民生児童委員の主な自由意見

1 関係団体等との協力

(自治会・町会との協力)
<ul style="list-style-type: none"> ・町会、民生委員が協力しあえるような(見守り安心委員会等)会合を月1回程度行うことが必要。 ・民生委員だけの対応では負担が大きいため、自治会や地域の方々にある程度の情報を伝えながら関わる必要がある。 ・自治会から情報をもらい共に話し合い、単身高齢者や児童見守り活動等の取り組みをさらに強化したい。 ・自治会との連携が必要。地域活動の中でこそ、支え合い、避難支援等が生まれてくると思う。 ・福祉協会・民生委員・民生協力員と協力し合い、連協単位で支え合い活動をしたら良いと思う。
(行政との協力)
<ul style="list-style-type: none"> ・相談をしたときに、市の職員が適切な対応や助言が出来るよう市の職員の向上が重要だと思う。 ・民生委員が悩んだときに気軽に相談出来るサポート機関がいる。
(地域住民との協力)
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の方とも常日頃から話を聞ける関係、ネットワークをつくっておく事。
(その他)
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの朝の見守り等、PTAの協力がもう少しあればと思う。 ・地域の多様なメンバーがいつでも協力しあえる状況を作っておく事が大事だ。

2 つながりづくり

(声掛けによる顔の見える関係づくり)
<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動(見守り等)や、声掛け、茶話会、実にサークルなどのお世話係をたくさん作る。 ・隣近所のがつながりが大切で、地域の中で連絡を取り合う(民生委員、連協、見守り推進員等) ・ボランティア活動に理解のある中心者のもと、人の広がりできれば問題解決が達成できるのではないが。 ・地域の人々と関わりをもち信頼関係が作れば、色々なところに相談ができる。 ・会話の中に参考に出来ることがあると思うので、地域の人たちとより多く顔見知りになり、交流をはかることを心がけている。 ・地域で積極的に声掛け、挨拶をすることで、行事等に参加しやすい仕組みを作る。 ・若い人たちと一緒に活動することが出来ればよい。 ・まずは近隣のコミュニケーションが必要。
(住民同士の交流会の機会、場づくり)
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、子ども会、老人会等の団体を通じ、住民が参加出来る行事はイベントを通して誰もが楽しく生活できる地域を目指す。 ・独居の方が引きこもりにならないよう、ふれあい喫茶などへの誘い出し、連れ出しが必要だと思う。 ・少人数でつどい、話し合いをすることで心を開いていくと思うので、気兼ねなく使える施設がほしい。 ・知識を得るための研修の機会は増えたが、身近な問題点を話し合える場が少ない。 ・地域の集会所等使用料が高いと使いづらいため、援助等があれば使いやすい。 ・公民館や会館など集まれる場所がなくなっているように思うため、人が集える場所をなくさないでほしい。
(見守り活動)
<ul style="list-style-type: none"> ・老人や子どもの見守りは必要と思うので、特定の人に任せるのではなく、持ち回りで担当してもらえば良い。 ・見守り活動は当番から始まって意識を共有することで、町会全体の認識になって取り組みが進んだ。 ・見守り事業に登録し協力する高齢者等が増えれば、高齢者、障がい者に対する理解と関心等が広がると思う。
(その他)
<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで長い活動を続けるために、いろんな団体を巻き込んで課題を共有することが大事だと思う。 ・若者の考えを年配の方が受け入れ、支え合う活動をしようとする者同士の取り組み方を考えてほしい。

3 情報

(情報の把握)
<ul style="list-style-type: none"> ・担当範囲が広いので、自治会の組長、班長に高齢者の方々の情報を知らせてほしい。 ・回覧板を回したり、近所の人に協力員をお願いし、普段の生活での気づきを知らせてもらうことで、広く目を届かせたい。 ・町会未加入者の情報が把握できないため、地区全体の名簿がほしい。 ・個人情報の壁が大きく、活動が制約されないよう関わる人たちが同じ情報を共有することが大切だと思う。

(情報共有)
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の各委員の協力で、気になっている人の情報を共有できる仕組みが必要。 ・自治会、見守り推進員、地域包括支援センター職員との協議の場が必要。 ・各団体それぞれの立場で地域の活動、会議、事業に参加することが必要。 ・市と町会、民生児童委員が連携し、要支援者情報を共有することで支援のネットワークづくりが必要。 ・民生児童委員同士での経験や困った時の対応などが共有できる話し合いの場が必要。 ・緊急の場合に備え自助、共助の連携を密にするため、町会の方と高齢者、障がい者の方の情報を共有したい。
(情報発信)
<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員の活動の情報発信を行うことで、改善意見や関心を持ってもらい、将来の支え合う活動につなげたい。

4 その他

(自治会・町会について)
<ul style="list-style-type: none"> ・町会に多くの人が加入し、近隣の助け合いが大切だが、町会未加入者、脱会者がいるため、地域活動も困難になっている。 ・町会に加入して、地域住民同士が顔見知りにならないと地域の支え合い活動は難しい。 ・町会未加入者の場合、町会から情報を得ることが難しいため、町会に入ってほしい。
(福祉教育)
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動への若い方の参加が少ないため、学校教育等で若い方の参加を促してほしい。 ・地域の中で一人ひとりの支え合いが大切だという考えが根付くことが大切だと考える。 ・町会の幹部の育成や、地域のボランティア活動の人材の確保の取り組みが必要。
(担い手の確保)
<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に参加できる小集団のできる活動が必要。 ・支える側が高齢化しているため、若い世代の協力が必要。 ・女性に比べ活動している男性が少ない。 ・民生児童委員の確保のため、若い人材を確保する取り組みや年齢制限の変更が必要ではないか。 ・町会未加入者が多く、活動する人が減少しているため、特定の活動者の負担が大きい。
(その他)
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が増えており、災害時の支援について細やかに対応できるためのマニュアル化が必要だと思う。 ・民生児童委員1人の担当区域が広い場合もあり、担当区域の配分を考える必要がある。 ・見守り活動をしていても訪問販売を間違われたり、名乗っても用心されたりする。

他機関、他団体との連携・協力や情報共有に関する民生児童委員の主な自由意見

1 連携・協力に関する困り事

(自治会・町会との連携・協力)
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉連絡協議会で話し合われている内容が伝わらないため、見守り安心委員会で研修などを求められても困る。 ・高齢者の多い地域で、自治会や町会もがんばっていますが、役員自身が高齢になって大変なようです。 ・新しい家が建っても地域社会の関心が薄く、町会に入らないため、会員が減っている。盛りたてるにはどうしたらよいか。
(行政との連携・協力)
<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員は24時間対応なのに、行政の相談窓口は平日8時間という点が困る。 ・もっと市の生活保護の担当者の方が協力してほしい。
(その他)
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険を利用されている方はつながっているが、地域で孤立している方への配慮が必要だと思う。

2 情報共有の困り事

<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法が大きな壁となって情報が得にくい。 ・個人情報保護法との関係で、各団体との連携の仕方が難しい。 ・児童に関する情報はなかなか入ってこないの、主任児童委員との情報共有ができれば良い。 ・新築の介護住宅に入居された住民の状況や、町会に入らない家の情報入手に悩んでいる。

3 計画策定部会等における意見

計画策定部会における地域福祉を進める各種制度等についての協議や尼崎市自治のまちづくり条例の制定に向けた市民懇話会やタウンミーティングの意見の中から、地域福祉の推進にかかる課題に関する主な意見を整理しました。

(計画策定部会の委員意見 尼崎市自治のまちづくり条例の制定に向けた市民懇話会等の市民意見)

【地域の担い手の確保の課題】

地域団体等で役員のなり手が非常に減っているなど、実際に行動する人が少なくなっている。
若い人を地域で巻き込む取り組みが単発的になっている。既存の関係団体と協働し、継続的に巻き込む仕組みが必要。

若い世代は余裕がないため、少しでも潤うものであれば活動につながるし、高齢者が子どもと交流できるメリットもある。

シニアと子育て世代と顔見知りになる環境があれば、ちょっとしたお願いもできる。

地域団体のリーダーやメンバーが不足している。団体組織の人材不足。

若年層との接点がない、新旧住民や地域間での交流ができていない。

参加のハードルが高い印象や、参加しにくい雰囲気がある。

参加しやすい、参加したくなる内容の地域活動がない。

町会の世代交代ができていない。

町会には若い世代が入らないし、若い人が余り活動していない。

【地域課題を話し合う場についての課題】

「朝カフェ」、「哲学カフェ」に20～30代の市民が参加して「まち」の話をしている。社協単位以外にも、ちょっと同じ地域で少し違う骨組みの話し合いが生まれている。

自治会基盤では限界があり、役員だけではない、もう少しだけ幅広い活動部隊、PTAなどが知恵を寄せ合える場をどうつくるのか。

団体に所属していない人にとっては不安がある。

若者と話さないと情報が入らないが、きっかけがない。

市民活動団体のネットワークが不十分。他団体との交流が難しい。

世代間や新旧住民との交流が難しい。

【地域活動に関する情報の共有の課題】

元気な高齢者の居場所はたくさんあるが、その情報を一元化するところがない。

子育てサークルの一覧表で、どこでいつ何をやっているかなど、わかりやすい情報がほしい。

行政の情報のプラットフォームがない。

横の関連情報の共有がない。

つながりが仲間内を超えて広がりにくい。

地域への情報発信の仕方がわからない。

情報の入手先がわからない。

町会に入っていないとイベント等を知ることができない。

6地区で取り組まれている同分野での活動の情報がまとまって得にくい。

回覧板の形式化。また、町会に入会されていない人にはどうやって情報共有するのか。

会議を開いても参加してくれない。市民に伝わらない。

市民団体は頑張っているが、地域へ広まらない。

団体への連絡方法や参加方法がわからない。

【地域福祉活動の推進の課題】

自治会の会長だけが集まって決めており、見守りを提案しても連協が認めないことで取り組みが進まない。

町会も連協も必要ないという住民がいる地域では、見守りはできない。

コミュニティビジネスとして若いお母さんが仕事とまちづくりに参加しているものもあるが、地域福祉活動として捉えられていない。

一部の地域で自主的にされている見守り活動は捉えられていない。

近隣などの横のつながりが大事。挨拶のできる間柄になっていることが緊急時にも生きてくる。

地域の小さな問題を誰に聞けば良いかわからない。

行政への相談や要望、地域の課題を市のどの部署に言えば良いかわからない。

【制度の狭間の個別課題への対応～生活困窮者自立支援制度の議論～】

地域やネットワークからもれている人、窓口のない人を支援していくのが本来の福祉であり、生活困窮者自立支援制度がうまくいけば地域福祉も推進される。

ぎりぎりの生活で暮らしている専業主婦は、後で貧困に陥る可能性が高い。子どもが小さいうちに、そうした人を就労につなげるような支援が必要ではないか。

小学校にはいつてからの長期不登校は全く手つかずになっている。学校の先生にもっとごと・くらしサポートセンター尼崎（生活困窮者自立支援制度の窓口）の周知が必要。

現在の学習支援の対象の子どもよりも、もっと小さい間にできることがあるのではないか。

4 諮問及び答申

(1) 諮問

尼 福 第 17780号
平成 28年 3月 29日

諮 問 書

尼崎市社会保障審議会
委員長 松原 一郎 様

尼崎市長
稲村 和美

あまがさきし地域福祉計画の改定について

少子高齢化や核家族化の進展をはじめとする社会情勢の変化を背景に、地域のつながりが希薄化する一方で、地域においては多様化、複合化する生活・福祉課題を抱え、経済的困窮や社会的孤立などに至るリスクの高い層が増えています。

こうした生活・福祉課題は既存の公的サービスだけでは対応しきれないこともあり、公的サービスによる総合的、包括的な支援とともに、身近な地域で活動する市民、NPO団体、事業者などの主体的な参画と協働による地域づくりと支え合いが必要とされています。

本市では、「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を基本理念として平成17年3月に「あまがさき地域福祉計画」を策定し、現在、平成28年度までを第2期の計画期間として地域福祉の推進に取り組んでいます。

この間、改正災害対策基本法を踏まえた災害時要援護者への支援や、平成27年4月から始まった生活困窮者自立支援制度、平成29年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業、さらに社会福祉法人制度改革において地域公益活動が法人の責務と位置づけられるなど、これまで以上に「地域づくり」と「地域の支え合い」を意識した地域福祉の推進が求められています。

つきましては、これまでの取組みを基礎としながら、幅広い分野のご意見を貴審議会より伺いたく、本計画の改定について諮問いたします。

以 上
(健康福祉局福祉部福祉課)

(2) 答申

5 策定経過

(1) 社会保障審議会における検討経過

	開催日	会議体	主な内容
平成27年度	3月29日	第1回 地域福祉専門分科会	・地域福祉専門分科会会長・副会長の選任について ・地域福祉計画改定の諮問について
	3月30日	第2回 社会保障審議会	・地域福祉専門分科会における調査審議内容の報告等
平成28年度	4月28日	第1回 計画策定部会	・計画策定部会の進め方について ・地域福祉推進における諸制度について
	5月18日	第2回 計画策定部会	・尼崎市の現状及び地域福祉推進における諸制度について ・地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉推進計画について ・市民等意識調査(案)について
	6月29日	第3回 計画策定部会	・地域福祉推進における諸制度について ・市民等意識調査結果(速報)について ・第3期地域福祉計画策定に向けた課題整理と基本目標(案)
	7月20日	第4回 計画策定部会	・市民等意識調査結果について ・第3期地域福祉計画の基本目標(案)について ・地域課題共有・解決ネットワーク(案)について
	8月17日	第5回 計画策定部会	・第3期地域福祉計画の目次イメージ ・地域福祉計画の策定の考え方
	8月24日	第1回 地域福祉専門分科会	・第3期地域福祉計画の策定状況について ・第3期地域福祉計画の目次イメージ
	9月30日	第6回 計画策定部会	・第3期地域福祉計画素案(第1章～第3章)について ・施策の展開について
	10月21日	第7回 計画策定部会	・第3期地域福祉計画素案について
	10月31日	第2回 地域福祉専門分科会	・第3期地域福祉計画素案について
	11月18日	第8回 計画策定部会	・第3期地域福祉計画素案について
	11月28日	第3回 地域福祉専門分科会	・第3期地域福祉計画素案について
	2月28日	第4回 地域福祉専門分科会	・第3期あまがさき地域福祉計画の答申案について

(2) 「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議における検討経過

	開催日	会議体	主な内容
平成27年度	4月22日	第1回 庁内推進会議	・地域福祉計画の改定について ・検討チームの設置について
	5月26日	第1回 検討チーム	・地域福祉計画の改定について
平成28年度	6月21日	第2回 検討チーム	・地域福祉計画の改定に向けた課題整理 ・第3期地域福祉計画の方向性について
	7月14日	第3回 検討チーム	・市民等意識調査等について ・第3期地域福祉計画基本目標(案)について
	8月18日	第4回 検討チーム	・第3期地域福祉計画の目次イメージについて ・計画の基本理念と基本目標について
	8月19日	第2回 庁内推進会議	・第3期地域福祉計画の基本目標(案)と施策体験等について ・重点取り組み項目について
	11月21日	第3回 庁内推進会議	・第3期「あまがさきし地域福祉計画」素案について

6 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(敬称略、区分ごとに五十音順)

区分	委員名	所属等	役職等	備考
社会保障審議会委員	荻田 藍子	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	社会福祉研修所 研修第1部副部長	
	加藤 曜子	流通科学大学	教授	
	寺坂 美一	尼崎市議会	議員	平成28年8月9日から
	公門 將彰	社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会	理事	平成28年6月27日まで
	内藤 吉子	尼崎商工会議所	常議員	
	橋本 創	尼崎市医師会	副会長	
	前田 崇博	大阪城南女子短期大学	教授	
	松澤 賢治	流通科学大学	非常勤講師	
	松原 一郎	関西大学	教授	
	安田 雄策	尼崎市議会	議員	平成28年7月11日まで
専門委員	寺岡 睦	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	事務局長	
	西 政男	尼崎市民生児童委員協議会連合会	副会長	
	能登 誠二	尼崎市PTA連合会	副会長	
	弘中 信正	尼崎市議会	議員	平成28年7月11日まで
	波多 正文	尼崎市議会	議員	平成28年8月9日から
	松澤 千鶴	尼崎市議会	議員	
	山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会	理事	平成28年6月27日から
会長	副会長			

7 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会計画策定部会委員名簿

(敬称略、区分ごとに五十音順)

区分	委員名	所属等	役職等	備考
社会保障審議会委員	荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会	社会福祉研修所 研修第1部副部長	
	公門 将彰	尼崎市社会福祉協議会	理事	平成28年6月27日まで
	前田 崇博	大阪城南女子短期大学	教授	
	松原 一郎	関西大学	教授	
専門委員	寺岡 睦	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	事務局長	
	西 政男	尼崎市民生児童委員協議会連合会	副会長	
	能登 誠二	尼崎市PTA連合会	副会長	
	山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会	理事	平成28年6月27日から
特別委員	鎌田 千佳子	尼崎市社会福祉協議会	地域福祉課次長(ボランティアセンター所長事取)	
	志築 芳和	NPO法人兵庫県防災士会	阪神エリア総務調整尼崎市担当	
	濱田 格子	NPO法人子どものみらい尼崎	理事長	
	藤本 章代	特別養護老人ホーム「ゆめパラティース」	施設長	
	頼末 拓也	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	センター長	

部会長 副部会長

8 用語解説

五十音順

単語	解説	頁数
意思疎通	互いに考えていることを伝え、理解を得ること、認識を共有することなどをいう。ここでは、言語、文字の表示、点字、手話、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。	77
NPO(エヌピーオー)	Non Profit Organization の略。法人格の有無にかかわらず、営利を目的としない民間団体の総称。「営利を目的としない」とは、一般企業のように利益を個人等へ配分することを目的としないということで、NPOはその利益を、新たな事業等の資金に活用する。	5・18・40・49・60・70・88
協議体	市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク	35・50・62・63・64・88
協働	立場や特性の異なる様々な主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもと連携し、自治意識を高め、相乗効果を上げながら、より良い地域社会、くらしやすいまちの実現に向けて行動すること	2・28・29・38・39・40・43・44・48・58・60・62・70・77・89・90・94
クラウドファンディング	新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者(=crowd(群衆))から少額ずつ資金を集める仕組み	84
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や知的障がいのある人等の代わりに、代理人等が権利を表明、代弁することにより、誰もが認められるべき社会的な権利を守ろうとすること	75・76・88
高齢者等見守り安心事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、見守りを希望する高齢者等に対し、尼崎市社会福祉協議会が中心となり、社会福祉協議会会員や民生児童委員、老人クラブの会員など様々な方で構成する「見守り協力員」による定期的な訪問活動及び随時の外観等からの見守り活動を行う。	32・67
合理的配慮	障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くためになされる必要で合理的な配慮のこと	75
サロン活動	家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、身近な場所に気軽に出かけ、仲間づくりや生きがいづくりをすすめることにより、地域でいきいきと暮らせるよう支援する活動	32・34・45・63
参画	市政やまちづくりについて、意見や提案を行うことや具体的な行動を通じて、主体的に参画することをいう。	2・34・38・39・40・43・46・47・49・50・58・62・68・77
シチズンシップ	社会を構成する一員として、より良い社会を創っていくために、一人ひとりがもつ当事者意識及び行動力をいう。	40・50・56・58・59
指定避難場所	避難勧告及び避難指示等の発令時(災害で自宅に居られなくなったり、そのおそれがあったりするとき)に避難する場所で、公立小学校・中学校・高校及び地域総合センター、地区会館(中央・園田)、立花公民館及び園田東会館を指定している。(平成28年11月1日現在78か所)	34・79
小地域福祉活動	第2期「あまがさき地域福祉計画」において規定した、身近な生活圏域である社会福祉連絡協議会圏域において、様々な困りごとや孤立などによる不安等に対応し、誰もが安心して生きがいのある地域づくりを目指して住民が力を合わせ専門機関と協力しながら進める住民主体の自主的な活動	31・32・33・34・35・61
自己有用感	自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること	73
自治	自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。	
自立支援医療	自立支援医療制度は、身体の障害を除去・軽減や精神疾患の治療に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと	13
成年後見制度	認知症、知的障がい等の理由により、自ら財産の管理や介護などのサービスの利用契約が難しい場合に保護・支援するための制度	76
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者	33・61・88
ソーシャルインパクトボンド(SIB)	民間資金を用いて行政が社会的課題の解決に向けた事業を官民連携で実施し、成果が達成された場合に投資家へ還元を行う社会的投資モデル	84
ソーシャルビジネス	環境問題や貧困等様々な社会的課題を、ビジネスの手法を通じて解決しようとする活動	68

ソーシャル・ネット ワーキング・サー ビス(SNS)	登録した人同士が交流できるインターネット上の会員制サービス	58・77
地域包括ケアシ ステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制	2
地域包括支援セ ンター	地域の高齢者の保健・医療の向上、福祉の増進、権利擁護、虐待防止などを総合的に支援していく機関	28・34・73
特定非営利活 動法人	平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、特定非営利活動を行う団体として同法の定めるところにより設立された法人である。NPO法人とも呼ばれる。	15・16・46
ドメスティック・バ イオレンス(DV)	Domestic Violence。配偶者や恋人など親しい関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含まれる。DVと略することが多い。	62・75
難病	原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれのある疾病	13・79・88
認知症	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化によって日常生活に支障が生じる程度にまで記憶やものを認知する機能が低下した状態のこと	26・48・66・70・ 75・81
バリアフリー	高齢者や障がい者等が日常生活を送る上での障壁となるものを取り除くこと	81
パブリックコメント	市政への参画機会を拡大するため、市が施策の立案過程において、趣旨、目的、背景等を広く公表し、市民等からの意見を求め、市民等から出された意見については、施策に反映させるかどうかの判断を行い、その概要とそれに対する本市の考え方を公表する制度	5
福祉コミュニティ	市民が地域社会の一員であることを自覚し、日頃の暮らしの中で福祉について主体的に考え、地域の活動に積極的に参画することで地域課題の予防と解決につながり、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできるコミュニティをいう。	31・32・35
福祉サービス利 用援助事業	日常生活の判断に不安のある認知症高齢者や、知的障害や精神障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、福祉サービスについての相談や情報提供・手続きなどの支援、税金や社会保険料・公共料金の支払い等の日常的な金銭管理の支援、大切な通帳や印鑑、書類等を保管する支援などを行う事業	75
福祉避難所	高齢者や障がい者(児)など、要配慮者(災害時要援護者)に配慮した避難場所のことで、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要援護者の利用に適した環境を確保できる施設。なお、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次の避難場所であり、最初から利用することはできない。	30・34・47・70・ 79
ヘルプキット	緊急連絡先や持病などを記入する連絡票、保管しておく容器等のことで、緊急時に救急隊員等が迅速な対応ができるよう、冷蔵庫に保管しておくもの(65歳以上の希望する方に配付してる)	66
ポータルサイト	検索サイトなど、インターネットにアクセスする際の入り口となるウェブサイト	69
生活保護率	生活保護率(人口百対)は「被保護実人員(1か月平均)」÷「推計人口(総人口)」×100で算出する生活保護受給者の割合	14・72
要保護児童	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でない認められる児童	51
要保護児童対 策地域協議会	児童福祉に関連する様々な機関の関係者で構成され、要保護児童の支援について必要な情報の共有や支援の内容に関する協議などを行うため、市町村が設置する協議会	51・65
ユニバーサルデ ザイン	あらゆる環境において、年齢、性別、身体状況等を問わず、すべての人が利用することができる製品、施設、情報のデザイン	81
6地区	尼崎市役所支所設置条例に規定されている中央地区、小田地区、大庄地区、立花地区、武庫地区、園田地区をいう。	49・50・51

ひと咲き まち咲き あまがさき

お問い合わせ先
尼崎市健康福祉局福祉部福祉課
Tel:06-6489-6348 Fax:06-6489-6329
E-mail:ama-fukushi@city.amagasaki.hyogo.jp

